

◆奈良県廃棄物処理計画(第4次計画)の概要

1. 計画の位置付け

○3R(リデュース(発生抑制)、リユース(再使用)、リサイクル(再生利用))をはじめ循環型社会形成を推進するため、県民、NPO、事業者、行政等の各主体が中長期的に取り組む基本的な方向を示す。

○廃棄物処理にかかる広域及び効果・効率的な観点から、県と市町村が連携・協働して各種施策を推進するための計画(奈良モデル※)として策定する。

※奈良モデル:質の高い行政サービスを提供し、行政を効率的に運営するために、県と市町村または市町村同士の連携・協働について、奈良県にふさわしいあり方を検討し、実現する取り組みのこと。

○廃棄物処理法に基づく法定計画。

2. 計画の期間

平成30年度～平成34年度までの5年間

※前計画 平成25年度～平成29年度

3. 基本目標

未来に生きる「ごみゼロ奈良県」の実現

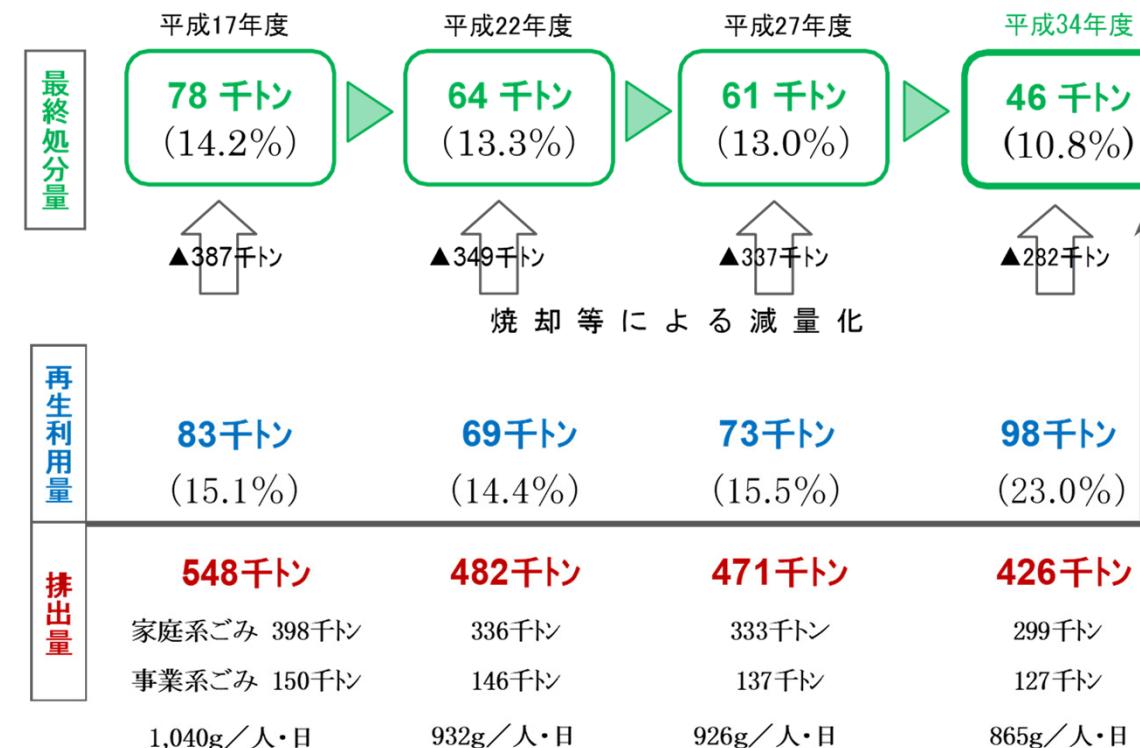
奈良県は、我が国を代表する歴史文化遺産や豊かな自然環境に恵まれています。私たちは、これらの貴重な財産を守り、活かしながら、次の世代に引き継いでいかなければなりません。そのためにも、天然資源の消費が抑制され、環境への負荷ができる限り低減される持続可能な社会、いわゆる「循環型社会」の構築を目指すことが必要です。

「循環型社会」を指向することは、地域の生活環境だけでなく、景観や地球温暖化対策、生物多様性の保全などさまざまな環境課題に貢献できるものであり、奈良県環境総合計画の重点プロジェクトである「きれいに暮らす奈良県スタイル」構築のベースとなることから、県民一人ひとりが日々の暮らしの中で資源やエネルギーを大切にする「環境に配慮したライフスタイル」の促進を図ります。

また、前計画において取り組みをスタートさせ、県と市町村が連携して推進してきた奈良モデルによる「ごみ処理の広域化」の取り組みを継続・発展させながら、本県の地域特性に適した3R(リデュース、リユース、リサイクル)等を促進することにより、さらなる「ごみの減量化」に向けて県民をはじめ多様な主体による積極的な実践活動の普及・拡大を図ります。

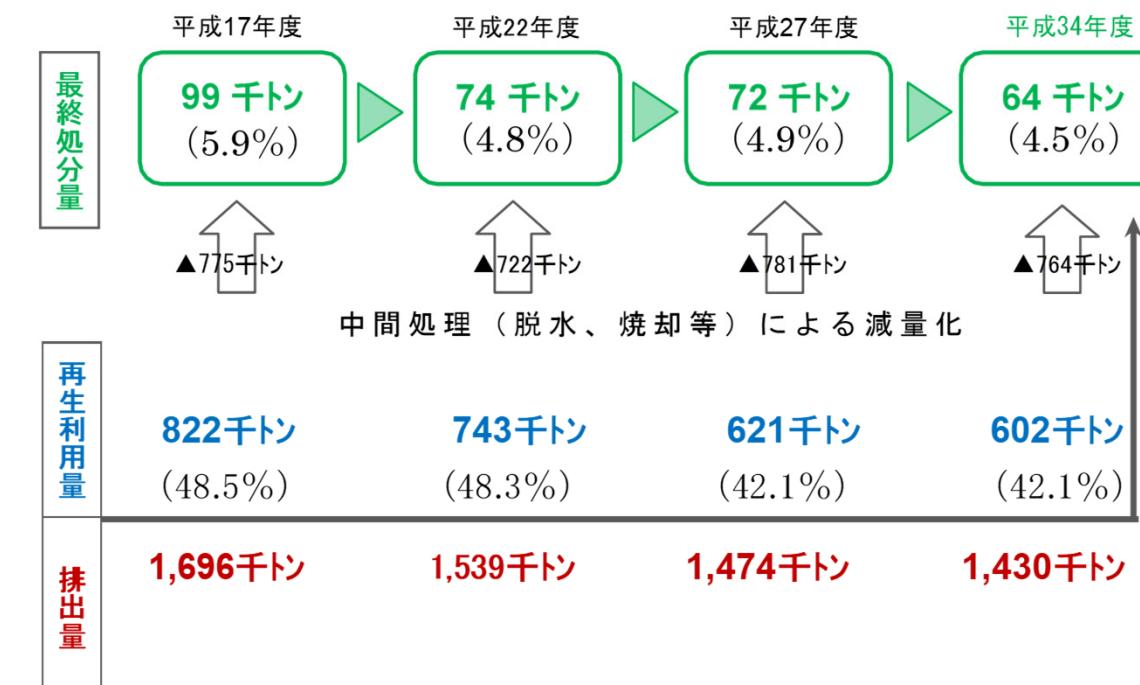
4. 数値目標

(1)一般廃棄物



○環境省による⑦一般廃棄物実態調査によると、奈良県の一人1日当たりの排出量は全国16位であるが、再生利用率(40位)が低い水準にある。
ただし、民間事業者による資源回収量(不明)のウェイトが全国比較できないことから、この全国水準が実態と相違していることも考えられる。

(2)産業廃棄物



○他府県に比べて産業廃棄物に占める割合が高い下水汚泥の再生利用をはじめ、各種リサイクルの促進を図る必要がある。

マテリアルリサイクル(材料再生)、サーマルリサイクル(熱利用)、廃棄物系バイオマスの有効利用等の促進

一平成34年度 最終処分量の目標値一

■重点事項

①家庭系ごみの容器包装プラスチック等の再生利用量を増
②再生量 4千トン → ④再生量 12千トンを目標
※容器包装プラスチック等の再生率が低位であることに着目
全国:14g／日・人 奈良県2g／日・人 全国46位
⇒家庭系ごみ排出量(プラ) 31,000トン
→うち 再生量(プラ) 3,600トン
家庭系ごみ未再生量(プラ) 27,400トン
このうちの3割を新たに再資源化 $\times 0.3 = 8,000\text{トン}$

②事業系ごみのうち紙類の再生利用量を増
再生量⑦→④ 17千トン増を目標
※事業系ごみのうち42%が紙ごみ。
一般廃棄物排出量全体でみても、その割合が高い(12%)ことに着目。
⇒事業系ごみ排出量(紙類) 58,000トン
このうちの3割を新たに再資源化 $\times 0.3 = 17,000\text{トン}$

➢最終処分量
排出量は、12%削減(国の削減目標率と同一)し、
⑥483千トン→④426千トン。
再生利用量は、上記の取り組みにより促進し、98千トン

④最終処分量
= (排出量426 - 再生量98) $\times 0.140\text{※}$
= 46千トン (10.8%)
※⑦焼却による焼却灰生成率

一平成34年度 最終処分量の目標値一

○排出量は、県内各業種の活動量指標により、平成34年度の数値を予測(1,435千トン)
奈良県削減目標 △3% (国削減目標:3%増に抑制)

○再生利用量は、全排出量に占める下水汚泥(再生率低)の割合が増加し、再生利用率が低下傾向にある中、再生利用率を平成27年度実績値(42.1%)を維持することとして設定。

※ 下水汚泥の割合 奈良県(48%) 全国(20%)

➢最終処分量

排出量、再生利用量の目標値を基に設定
64千トン (4.5%)
奈良県削減目標 △11% (国削減目標:△1%)

◆奈良県廃棄物処理計画(第4次計画)の概要

5. 施策・事業

(1) 廃棄物の排出抑制の促進

廃棄物対策は、まず何よりも廃棄物を排出しない（「ごみゼロ生活」）ということが重要です。廃棄物を発生させない生活スタイルや事業形態に転換することが大切であることから、排出抑制・減量化などの環境保全に対する意識を高め、自発的な循環型社会構築が推進されるよう県民及び事業者等の意識を醸成することを目標として施策を実施します。

- ① 「ごみゼロ生活」の推進
- ② 技術・研究開発の促進（排出抑制）
- ③ 事業者の自主的取組みの促進（排出抑制）
- ④ ごみの排出抑制のための経済的手法の導入促進

(2) 廃棄物の循環的利用の促進

奈良県の廃棄物の再生利用率は、一般廃棄物、産業廃棄物とともに、全国平均よりも低い水準にあり、本計画において廃棄物の循環的利用に特に重点的に取組む必要があります。そのため廃棄物の排出抑制に取り組み、そのうえで排出される廃棄物については、再使用もしくは再生利用を一層促進することを目標として施策を実施します。再生利用の推進にあたっては、マテリアルリサイクル（材料再生）はもとより、サーマルリサイクル（熱利用）にも着目して、廃棄物系バイオマス等の有効利用や廃棄物利用の再生製品化のための研究開発や普及拡大を促進します。

- ① 各種リユース（再使用）・リサイクル（再生利用）の促進
- ② 廃棄物系バイオマスの有効利用の促進
- ③ 廃棄物利用の再生製品化・流通促進
- ④ 技術・研究開発の促進（再生利用）

(3) 廃棄物の適正処理の推進

循環型社会構築のために廃棄物を適正に処理することが必要不可欠です。廃棄物の排出事業者及び処理事業者に対し適正処理推進のための周知・啓発等を行うことにより、排出事業者責任の徹底、優良処理業者の育成に努めます。

また、廃棄物の適正処理にあたっては、処理施設の安定的確保が必要です。近畿2府4県168市町村が参画している広域処理事業「大阪湾フェニックス計画」を引き続き推進するとともに、市町村等の廃棄物処理施設の計画的整備を促進します。

- ① 排出事業者責任の徹底
- ② 優良処理業者の育成
- ③ 産業廃棄物処理施設周辺の環境保全
- ④ 有害廃棄物の適正処理の推進
- ⑤ ごみ処理施設の安定的確保
- ⑥ し尿等の処理対策の推進

(4) 廃棄物の不法投棄・不適正処理の撲滅

廃棄物の不法投棄や不適正な処理は生活環境保全上の支障を引き起こし、廃棄物処理に対する県民の不信感を生み出す要因となっています。これまで監視・指導等を強化してきたところですが、依然、不法投棄等が後を絶たないのが現状であり、引き続き、県民、市町村、関係機関等との連携を密にして尚一層の取り組み強化を図ります。

また、近年、使用済家電製品など家庭から排出される一般廃棄物の不適正処理も問題となってきたことから、事業者等の指導、県民への啓発活動を強化するなど、不適正処理対策を徹底するための施策を実施します。

- ① 県民総監視ネットワークの推進
- ② 悪質事案対策の強化
- ③ 使用済家電等の不適正処理対策の推進
- ④ 県民参加型の環境美化活動の促進
- ⑤ 不法投棄等の撲滅に向けた啓発の推進

(5) 災害廃棄物処理対策の推進

地震、風水害等による大規模な災害は、いつ発生するか予測できること、大量の災害廃棄物が発生することから、いかに事前の備えを整えられるかが課題となります。これまで、（一社）奈良県産業廃棄物協会をはじめとする関係4団体と災害廃棄物処理の協力協定、県内の全市町村等と「災害廃棄物等の処理に係る相互支援に関する協定」を締結しました。

また、平成28年3月に策定した「奈良県災害廃棄物処理計画」に基づき、大規模災害発生時に備える体制を整備・維持することを目的とした「奈良県災害廃棄物対策連絡会（県・市町村担当部課長会議）」を設置するとともに、県・市町村合同による「教育・訓練」の実施や被災市町村が実施する災害廃棄物処理業務を発災初動期から緊急的に支援する「災害廃棄物処理緊急支援要員」を設置・任命するなど、平常時からの備えを進めてきました。

今後も、同計画に基づき、東日本大震災や阪神・淡路大震災レベルの最大規模の災害を想定して、県と市町村の連携による教育・訓練を継続的に実施するとともに、広域的な相互支援体制の確立など、大規模な災害時に発生する災害廃棄物の処理体制構築に取り組みます。

- ① 災害廃棄物処理の相互支援体制の整備
- ② 県災害廃棄物処理計画に基づく教育・訓練
- ③ 市町村の災害廃棄物処理計画の策定促進

(6) 県・市町村の連携・協働（奈良モデル）による施策推進

一般廃棄物処理は市町村の自治事務ですが、循環型社会形成を推進するためには、市町村域を越えて、広域及び効果・効率的な事業規模や減量化・再生利用等のシステム構築などの観点から、県と市町村がなお一層、連携・協働して施策を推進することが必要と考えます。

このことから、一般廃棄物処理の広域化や災害廃棄物処理体制の構築など、本計画に掲げる広域的な課題や県と市町村の連携強化が必要な課題の解決に向けて、県と市町村が連携・協働する「奈良モデル」により、各種施策の推進に努めます。

一般廃棄物処理の広域化については、スケールメリットによる効果・効率的な資源循環などの効果が期待できることから、県では広域化に向けた枠組み調整や調査への支援を行ってきましたが、今後も広域化のさらなる推進に向けた枠組みの検討を進めます。

- ① 一般廃棄物処理の広域化
- ② 災害廃棄物処理対策の推進（再掲）
- ③ 廃棄物の減量化・再生利用の推進
- ④ 不法投棄・使用済家電等対策の強化（再掲）

6. 計画の推進

計画の円滑な推進を図るため、県は市町村及び関係団体等に、市町村は地域住民に、関係団体は関係事業者に計画及び進捗状況を周知し、その推進に努めます。

計画の推進にあたって、県は、県内の廃棄物処理状況や国施策の動向等を把握し、計画目標が達成できるよう適切な施策・事業を実施するとともに、状況に応じて、必要な見直しを行います。

計画の進捗状況は、市町村、関係機関等との情報共有を図り、奈良県循環型社会推進協議会や「きれいに暮らす奈良県スタイル」推進協議会など、さまざまな機会を活用して検討するとともに、広く県民への情報提供に努めます。